

登別市デジタル化促進補助金の申請を受け付けます

『登別市デジタル化促進補助金』とは、市内の事業者などが事業継続やさらなる事業拡大など、持続可能な経営基盤を確立することを目的として、ソフトウェアなどを導入し、生産性の向上によるコストの削減などを図るときに、そのソフトウェアなどの導入に資する経費の一部を補助する制度です。

新たにソフトウェアなどの導入を検討している事業者様は、ぜひお申し込みください。

※活用にあたっては、事前に商工労政グループまでご相談ください。

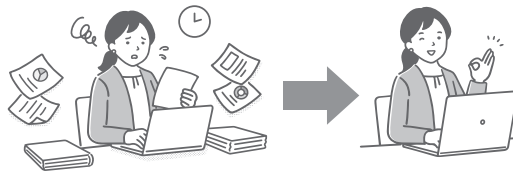
補助対象者

市内に店舗などを有する法人または個人、市内において新たに創業しようとする法人または個人

補助対象事業

補助対象者が生産性の向上や業務改善、集客促進を目的として実施するデジタル化に資する事業のうち、次のいずれかに該当する事業が対象となります（ほかの補助金などの交付決定を受けている事業を除く）。

（グループウェア導入事業、ソフトウェア導入事業、
POSレジ・キャッシュレス決済導入事業、
ホームページ作成または機能向上事業、
その他デジタル化に資するシステムなどの導入事業）



補助対象経費

システム導入にかかる経費、システム導入に伴う物品などの購入にかかる経費、提供を受けた役務にかかる経費、委託などにかかる経費、その他市長が必要と認める経費

補助対象外経費

ウェブサイトの作成などを除く広告宣伝や販売促進につながる費用、中古物品などの購入費、申請者以外の者が主催するウェブサイトへの掲載などに関する費用、ITツールの使用に資さない機器の購入経費または目的外使用になり得るパソコン・タブレットなどの購入費、その他市長が適当でないと認める経費

補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助上限額：30万円

申請期間

4月1日(月)～令和7年1月31日(金)

提出先・問い合わせ

商工労政グループ

(〒059-0012中央町4丁目11番地アーニス2階)

☎05 2 1 7 1、shoko@city.noboribetsu.lg.jp

こんなときは事業者向け補助金制度をご利用ください

問い合わせ 商工労政グループ (☎05 2 1 7 1)

	空き店舗を借りて事業を行う方	創業をお考えの方	販路の拡大をお考えの方	お店のリフォームをお考えの方	イベントなどの実施を計画している商店会などの方
事業名	空き店舗活用事業補助金	事業所開設費補助金	商談会等出展補助金	店舗リフォーム補助金	商店街活性化支援事業補助金
事業概要	市内において、空き店舗になってから3カ月以上経過している店舗（商業、事務所、倉庫ならびにその他の事業に使われていたもの）を活用して事業を行う場合に、店舗賃借料に対して、補助金を交付します。	新たな事業所を開設するために必要な建物の整備や、建物と一体となって機能する設備を設置する場合には、建物の新築、改造、改築の工事費や建物と一体となって機能する設備費に対して、補助金を交付します。	自社で開発または製造した製品、技術およびサービスの販路拡大を図るため、商談会、展示会、見本市などへ出展する場合には、出展料、通信運搬費、設備リース料、旅費、宿泊費に対して、補助金を交付します。	店舗の集客力やサービスの向上を目的として、店舗の改装や増改築などを行う場合に、必要となる工事費や建物と一体となって機能する設備費に対して、補助金を交付します。	商店街の活性化と賑わいのあるまちづくりにつながり、先進性またはモデル性があるなど、地域における創意工夫がみられる事業を行う場合に、事業に必要な経費に対して、補助金を交付します。
補助金額	月額最大5万円/12カ月	最大30万円 ※条件を満たした場合、上乗せ措置あり。	最大20万円	最大20万円	ハード事業：100万円 ソフト事業：50万円
補助率	2分の1以内 ※条件を満たした場合、3分の2以内。	2分の1以内	2分の1以内 ※条件を満たした場合、3分の2以内または4分の3以内。	2分の1以内	3分の2以内

ものづくりを行う中小企業の方へ

中小企業の技術力向上・販路拡大のため、技術・製品開発、デジタル化による生産性向上、展示会出展、人材育成に係る補助事業を行っています。

問い合わせ 室蘭テクノセンター (☎05 1 1 8 8)

※詳細は、市公式ウェブサイトに掲載しているほか、動画配信サイトにて説明動画を掲載しておりますので、そちらよりご確認ください。商工労政グループへお問い合わせください。

